

5月定例教育委員会会議

(議 案)

報告第 11 号

美祢市美東地域未来を拓く学校づくり協議会委員の委嘱及び解嘱について

美祢市美東地域未来を拓く学校づくり協議会委員の委嘱及び解嘱について、美祢市教育長に対する事務委任規則（平成 20 年美祢市教育委員会規則第 5 号）第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 5 月 30 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

- 1 臨時代理年月日 令和 6 年 5 月 15 日
- 2 委員の任期 令和 6 年 5 月 16 日から施設一体型の校舎が供用開始される日の前日まで
- 3 委員の氏名

区分	氏 名	所 属	委嘱・解嘱日	備 考
委嘱	齋藤 大輔	地域代表（美東中学校区）	令和 6 年 5 月 16 日	新任
解嘱	井上 敬	地域代表（美東中学校区）	令和 6 年 5 月 15 日	

美祢市学校医（耳鼻科医）の委嘱及び解嘱について

美祢市学校医（耳鼻科医）の委嘱及び解嘱について、美祢市教育長に対する事務委任規則（平成 20 年美祢市教育委員会規則第 5 号）第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 5 月 30 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

- 1 臨時代理年月日 令和 6 年 5 月 7 日
- 2 委員の任期 委嘱日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- 3 委員の氏名

区分	氏名	所属	委嘱・解嘱日	備考
委嘱	西村 省吾	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学講座	令和 6 年 5 月 8 日	大田小
委嘱	柳生 健吾	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学講座	令和 6 年 5 月 8 日	綾木小
委嘱	柳生 健吾	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学講座	令和 6 年 5 月 8 日	淳美小
委嘱	柳生 健吾	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学講座	令和 6 年 5 月 8 日	美東中
委嘱	西村 省吾	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学講座	令和 6 年 5 月 8 日	美東中
解嘱	小林 由貴	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学講座	令和 6 年 5 月 7 日	大田小
解嘱	沖中 洋介	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学講座	令和 6 年 5 月 7 日	綾木小
解嘱	沖中 洋介	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学講座	令和 6 年 5 月 7 日	淳美小

解嘱	沖中 洋介	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学講座	令和6年5月7日	美東中
解嘱	小林 由貴	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学講座	令和6年5月7日	美東中

報告第 13 号

美祢市学校医（耳鼻科医）の委嘱及び解嘱について

美祢市学校医（耳鼻科医）の委嘱及び解嘱について、美祢市教育長に対する事務委任規則（平成 20 年美祢市教育委員会規則第 5 号）第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 5 月 30 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

- 1 臨時代理年月日 令和 6 年 5 月 14 日
- 2 委員の任期 委嘱日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- 3 委員の氏名

区分	氏名	所属	委嘱・解嘱日	備考
委嘱	増満 俊喜	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学講座	令和 6 年 5 月 15 日	秋吉小
委嘱	増満 俊喜	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学講座	令和 6 年 5 月 15 日	秋芳中
解嘱	西村 省吾	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学講座	令和 6 年 5 月 14 日	秋吉小
解嘱	西村 省吾	山口大学大学院医学系 研究科耳鼻咽喉科学講座	令和 6 年 5 月 14 日	秋芳中

美祢市公民館運営審議会委員の委嘱及び解嘱について

美祢市公民館運営審議会委員の委嘱及び解嘱について、美祢市教育長に対する事務委任規則（平成 20 年美祢市教育委員会規則第 5 号）第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 5 月 30 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

- 1 臨時代理年月日 令和 6 年 5 月 9 日
- 2 委員の任期 委嘱日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 3 委員の氏名

区分	氏名	所属	委嘱・解嘱日	備考
委嘱	吉野 文美	秋吉小学校 P T A	令和 6 年 5 月 10 日	新任
解嘱	阿座上 徹	秋吉小学校 P T A	令和 6 年 5 月 9 日	

美祢市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の制定について

美祢市教育振興基本計画策定委員会設置要綱を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 5 月 30 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

美祢市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき、美祢市教育振興基本計画（以下「計画」という。）を策定するため、美祢市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 13 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 公募による者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、教育委員会が委嘱した日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、美祢市教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年6月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この告示の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

美祢市立小中学校適正規模適正配置検討委員会設置要綱の制定について

美祢市立小中学校適正規模適正配置検討委員会設置要綱を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 5 月 30 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

美祢市立小中学校適正規模適正配置検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 小中学校の適正規模及び適正配置に関する方針を策定するため、美祢市小中学校適正規模適正配置検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 美祢市立小中学校適正規模適正配置基本方針（以下「方針」という。）の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、方針の策定に必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 13 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 公募による者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、教育委員会が委嘱した日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、美祢市教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年6月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この告示の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

議案第 44 号

美祢市学校運営協議会委員の任命及び解任について

下記の者を美祢市学校運営協議会委員に任命及び解任したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 6 年 5 月 30 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

1 委員の任期 令和 6 年 6 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 委員の氏名

美東中学校区学校運営協議会

	氏 名	所 属	任命・解任日	備 考
任命	兼重 享教	元美東中育友会長	令和 6 年 6 月 1 日	新任
解任	井 上 敬	元美東中育友会長	令和 6 年 5 月 31 日	

議案第 45 号

美祢市立小中学校教科用図書選定委員会委員の委嘱について

下記の者を美祢市立小中学校教科用図書選定委員会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 6 年 5 月 30 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順子

記

1 委員の任期 委嘱日から令和 6 年 8 月 31 日まで

2 委員の氏名

氏名	所属	備考
南 順子	教育長	会長
松本 孝志	教育委員	副会長
村上 幸雄	美祢市小中学校 P T A 連合会 (保護者代表)	
飯田昭太郎	美祢市小中学校 P T A 連合会 (保護者代表)	
河井 剛史	伊佐中学校長 (中教研会長)	
宮川 聡美	秋芳中学校長 (中教研副会長)	
中島 幹晃	美祢市教育委員会 学校教育課長	
安富 正人	美祢市教育委員会 学校教育課指導主事	
古庄 又	美祢市教育委員会 学校教育課指導主事	

議案第 46 号

美祢市公民館運営審議会委員の委嘱及び解嘱について

下記の者を美祢市公民館運営審議会委員に委嘱及び解嘱したいので、教育委員会の承認を
求める。

令和 6 年 5 月 30 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

1 委員の任期・氏名

綾木公民館

区分	委嘱・解嘱日	氏名	所属	任期	備考
委嘱	令和 6 年 5 月 31 日	中嶋 友之	綾木地区区長 会	令和 6 年 5 月 31 日 ～ 令和 8 年 4 月 26 日	新任
解嘱	令和 6 年 5 月 30 日	池谷 毅	綾木地区区長 会		

真長田公民館

区分	委嘱・解嘱日	氏名	所属	任期	備考
委嘱	令和 6 年 5 月 31 日	兼重 勇	真長田地区区 長	令和 6 年 5 月 31 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日	新任
解嘱	令和 6 年 5 月 30 日	児玉 明弘	真長田地区区 長		

議案第 47 号

美祢市生涯学習のまちづくり推進協議会委員の委嘱及び解嘱について

下記の者を美祢市生涯学習のまちづくり推進協議会委員に委嘱及び解嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 6 年 5 月 30 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

1 委員の任期 委嘱日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 委員の氏名

区分	氏 名	所 属	委嘱・解嘱日	備 考
委嘱	中嶋 友之	綾木公民館運営審議会	令和 6 年 5 月 31 日	新任
解嘱	池谷 毅	綾木公民館運営審議会	令和 6 年 5 月 30 日	

議案第 48 号

令和 6 年度美祢市教育委員会事務局職員人事異動について

令和 6 年度美祢市教育委員会事務局職員の人事異動を下記のとおりとすることについて、教育委員会の承認を求める。

令和 6 年 5 月 30 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

- 1 令和 6 年度美祢市教育委員会事務局職員人事異動（令和 6 年 6 月 1 日付、別添のとおり）

令和6年6月1日付 美祢市教育委員会事務局人事異動一覧

1

主査		1	
1	新	教育委員会事務局生涯学習スポーツ推進課主査	くぼ なおや
	旧	選挙管理委員会事務局主査	久保 直也